

# 東京府中・調布立教会会則

## 第1条(名称)

本会は東京府中・調布立教会と称する。

## 第2条(所在地)

本会の所在地を、会長宅に置く。

## 第3条(会員)

本会会員は立教大学卒業生で東京都府中市、調布市在住者、入会を希望する近隣在住者、及び府中市、調布市に勤務する者とする。

## 第4条(目的)

本会は次の事項を目的として活動する。

- ①会員相互の親睦を図るとともに、相互の啓発につとめる
- ②会を通じて立教大学との連携を保つ
- ③立教大学の発展に寄与する
- ④立教大学の名のもとに府中・調布地域との交流を図り、地域に貢献できる活動を行う

## 第5条(活動)

前条の目的を達成するため、本会は次の活動を行う。

- ①校友の集い(会員総会)の開催
- ②会員の親睦のための同好会活動
- ③府中・調布地域住民及び会員を対象とした文化活動
- ④その他関連事項

## 第6条(役員)

本会に次の役員を置き、幹事会を構成する。

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 会長  | 1名                       |
| 幹事長 | 1名                       |
| 幹事  | 若干名(うち 会計1名、会計監事1名を選任する) |

## 第7条(役員を選任)

本会役員は会員の互選により選任する。

## 第8条(役員任期)

役員任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

## 第9条(運営)

(1) 本会の最高議決機関は会員総会とするが、会の運営に必要な諸事項の決定は幹事会の決定をもって代行できるものとする。

(2) (1)の諸事項の決定は、会員総会若しくは幹事会出席者の過半数の賛成をもって決定する。

## 第10条(会計)

(1) 定額の会費は徴収せず、都度開催する会合の参加費及び寄付金その他収入をもってこれにあてる。

(2) 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

## 第11条(会則の変更)

本会会則の変更は会員総会において承認する。

設立：1966年5月1日  
(2006年1月1日制定)  
(2022年11月23日改定)